

令和6年5月北名古屋市教育委員会議事録

招集年月日	令和6年5月10日（金）
招 集 場 所	北名古屋市役所 東庁舎 3階 第5会議室
開 会	令和6年5月17日（金） 午前10時
応 招 委 員 (出席委員)	教育長 松村 光洋 委員（教育長職務代理者） 岡島 秀隆 委員 池山 健次 委員 鈴野 範子 委員 山田 聡子 委員 寺川 理絵
不応招委員 (欠席委員)	
説明のため 会議に出席 した者の 職 氏 名	教育部長 鳥居 竜也、教育部参事 池田 英則、教育部次長兼学校教育課長 安井 政義、 生涯学習課長 祖父江 由美、スポーツ課長 渡辺 進、給食センター長 佐々 真一、 学校教育課主幹 水野 正景、学校教育課教育指導員 尾崎 洋志、 学校教育課栄養教諭 石毛 雪歩、学校教育課主事 西原 桃子
提 出 議 案	議案第14号 北名古屋市学校運営協議会規則の一部改正について 議案第15号 北名古屋市社会教育委員の委嘱について 議案第16号 北名古屋市図書館協議会委員の任命について
閉 会	令和6年5月17日（金） 午前11時30分
議 事 日 程	別紙のとおり
議 事 録 署 名 委 員	

議事録作成者.....

< 午前１０時００分 開会 >

教育長（松村光洋）

ただいまの出席者数は、６名で定足数に達しております。よって会議は成立しますので、ただいまから令和６年５月北名古屋市教育委員会を開会します。

教育長（松村光洋）

人事案件について、鳥居部長、説明をお願いします。

教育部長（鳥居竜也）

教育委員会の人事案件について、ご報告します。５月１３日に北名古屋市議会臨時会が開催され、市長が、教育長と委員の人事案件を提案し、議会の同意を得ました。本日、５月１７日に辞令交付式があり、松村教育長が再任し、次期にわたって教育長を務めるよう辞令を受けました。委員につきましては、田中幸湖様と平松貴美子様が辞令を受けました。田中様は沖村にお住まいの方で、白木小・中学校のＰＴＡや学校支援の関係で深く学校の活動にご尽力いただいている方です。また、鈴野委員の後任として、保護者委員の位置付けになります。平松様は六ツ師にお住まいの方で、これまで生涯学習課の英語に関する事業、具体的には中学校を対象としたグアムへの英語留学事業にご尽力いただいていた方です。また、市の総合計画審議会やマスタープランの委員なども務めた経験をお持ちの方です。以上、報告とさせていただきます。

教育長（松村光洋）

只今の説明について、何かご質問等ございませんか。

（しばらくの間）

教育長（松村光洋）

日程第１、前議事録の承認を議題とします。

お諮りします。令和６年３月２９日の会議の議事録を承認することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（松村光洋）

全員異議なしと認め、前議事録は事務局原案のとおり承認することに決定いたしました。各委員、署名をお願いします。

（教育長、各委員が前議事録に署名）

教育長（松村光洋）

日程第２、議事に移ります。

議案第１４号、北名古屋市学校運営協議会規則の一部改正についてを議題とします。事務局、説明してください。

教育指導員（尾崎洋志）

議案第１４号、北名古屋市学校運営協議会規則の一部改正についてご説明申し上げます。こ

の案を提出するのは、学校運営協議会の委員の人数を改めるため、本規則の一部を改める必要があるからでございます。改正理由は、北名古屋市各小中学校の学校運営協議会の活動内容を多くの人に理解していただくとともに、様々な立場から意見をいただくため、本規則の一部を改めるものでございます。学校運営協議会の委員の人数を15人以内から20人以内にします。施行期日は、公布の日から施行とします。以上、簡単ですが説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

教育長（松村光洋）

学校現場からの要望を踏まえて提案いたしました。委員の人数を増やし、より多く地域の意見を取り入れることが学校運営の充実につながると考えております。只今の説明について、何かご質問等ございませんか。

（しばらくの間）

教育長（松村光洋）

お諮りいたします。議案第14号について、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（松村光洋）

全員異議なしと認め、議案第14号、北名古屋市学校運営協議会規則の一部改正については承認されました。

次に、議案第15号、北名古屋市社会教育委員の委嘱についてを議題とします。事務局、説明をお願いします。

生涯学習課長（祖父江由美）

議案第15号、北名古屋市社会教育委員の委嘱についてご説明申し上げます。この案を提出するのは、北名古屋市社会教育委員設置条例第3条第2項の規定により、社会教育委員を委嘱する必要があるからでございます。新たに社会教育委員をお願いしますのは、学校教育関係者として師勝南小学校PTA会長である米重勇太氏と、学識経験のある者として名古屋芸術大学教育学部教授である早川浩史氏の2名です。なお、新委員の任期は、前任者の残任期間である令和6年7月31日までとなります。次ページに委員名簿を参考に添付しております。以上、簡単ですが説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

教育長（松村光洋）

只今の説明について、何かご質問等ございませんか。

（しばらくの間）

教育長（松村光洋）

学校教育関係者の枠については、PTA会長の充て職ですので年度ごとに替わります。また学識経験のある者の枠については、前任の溝口先生がご退官されたためです。新たに着任された早川浩史先生は、3月末まで江南市の布袋小学校長をされておりました。現職時代から学校

に関わることについてテレビ出演や各地で講演をされたりと様々な取組をされており、溝口先生と同じく造詣が深い方です。

(池山委員、挙手)

教育長（松村光洋）

池山委員、お願いします。

教育委員（池山健次）

この名簿に記載はありませんが、委員長は早川先生ですか。

教育長（松村光洋）

新たな任期の開始日となる8月1日以降に委員長等を決めさせていただく予定です。7月31日までは会議の予定がありませんが、お二人の委員を委嘱するものです。

教育長（松村光洋）

他にご質問等はありませんか。

(しばらくの間)

教育長（松村光洋）

お諮りいたします。議案第15号についてご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の声あり)

教育長（松村光洋）

全員異議なしと認め、議案第15号、北名古屋市社会教育委員の委嘱については承認されました。

次に、議案第16号、北名古屋市図書館協議会委員の任命についてを議題とします。事務局、説明をお願いします。

生涯学習課長（祖父江由美）

議案第16号、北名古屋市図書館協議会委員の任命についてご説明申し上げます。この案を提出するのは、北名古屋市図書館の設置及び管理に関する条例第4条第2項の規定により、図書館協議会委員を任命する必要があるからでございます。新たに委員に任命しますのは、家庭教育の向上に資する活動を行う者として、師勝はなの樹幼稚園父母の会代表の小松里奈氏と、市立保育園保護者会連絡協議会会長の橋口隼人氏の2名です。なお、新委員の任期は前任者の残任期間である、令和6年8月31日までとなります。次ページに委員名簿を参考に添付しております。以上、簡単ですが説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

教育長（松村光洋）

只今の説明について、何かご質問等ございませんか。

(岡島委員、挙手)

教育長（松村光洋）

岡島委員、お願いします。

教育委員（岡島秀隆）

社会教育委員も同様にお尋ねするのですが、任期の始まる日は、何かで決まっているのですか。

教育部長（鳥居竜也）

各種団体の総会が5月頃にあり、そこで会長等が決定します。それを受けて委員を選任するため、中途半端とを感じる時期に改任となっており、見直しの必要性を感じております。

教育長（松村光洋）

年度毎に区切る形が分かりやすいと思います。例えば4月1日時点で発令して、総会で改任があった部分については随時切り替えをしていくというような形でも良いのではないかと思います。事業がある程度進んだ状態での9月からの任期開始では、その会の存在意義が薄れてしまいますので、組織が活きるように速やかに改善していきたいと考えております。

教育長（松村光洋）

他にご質問等はございませんか。

(しばらくの間)

教育長（松村光洋）

お諮りいたします。議案第16号についてご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の声あり)

教育長（松村光洋）

全員異議なしと認め、議案第16号北名古屋市図書館協議会委員の任命については承認されました。

以上で、議事を終了とします。

教育長（松村光洋）

日程第3、報告に移ります。(1)教育長報告ですが、会議・行事等報告については、別紙をご覧ください。4月17日に給食センター運営委員会が開かれました。これにつきましては、所管事項報告で詳細に説明させていただきます。同日の司書教諭会ですが、5月15日に中日新聞の朝刊に載っていましたが、子ども読書推進活動計画が昨年度末に策定され、その計画に則り、5年間で子どもの読書活動をより推進していくため、学校と図書館の連携を強化していくものです。その皮切りに学校巡回図書「これ読30」という事業を進めております。昨年度は、図書主任者会という名前でしたが、司書教諭の本来のあり方を呼び覚ますという意味でネーミングも変えました。これから5年かけて、子どもたちのために図書館がより活きるように

学校と市図書館が連携して取り組んでまいります。4月24日、尾張東部教科用図書採択地区協議会が長久手市役所公民館で開かれました。昨年は小学校、本年は中学校の教科書の採択です。現在、各教科毎に部会が開かれ、どの教科書が良いか研究がされています。7月に委員の皆様方からご意見をいただいて、北名古屋市の採択を決めていきますので、よろしくお願い申し上げます。5月13日の市議会臨時会で教育長と委員の人事案件が提出され、5月17日の辞令交付式に至りました。5月14日は地区教育会総会が開かれました。地区教育会とは、2市1町、清須市・豊山町・北名古屋市の教育委員会と校長会が組織するものです。2市1町が出し合った予算負担金の中で、校長会が子どもたちのための事業を進めていくことが中心となっています。なお、地区教育会は、教育委員会連絡協議会としての研修も計画しており、昨年度からの2年間、北名古屋市の幹事を担当しております。研修内容を充実したく、予算を拡充して2案を調整しています。1つは、2市1町の教育長・委員・事務局、そして代表の校長など総勢40名程で、先進市町の視察を考えております。学校の統廃合や適正配置という観点で、先進的な取組を進めている飛島村や弥富市の視察研修を考えております。特に飛島村では、平成22年に小中一貫校として飛島学園が設立され、2年前に義務教育学校に変わりましたのでノウハウを持っています。北名古屋市のにおいても、将来的に子どもの数が減っていくと、学校の統廃合という選択肢も必要になってくると思いますので、将来を見据えて意義のある研修になると思います。時期は10月頃を予定しています。もう1つは、12月頃に名古屋芸術大学アートスクエア大ホールで、2市1町の教育長・委員、そして先生方を対象に教育講演会を開催したいと考えております。講師については調整中ですが、決定しましたら報告させていただきます。ただいまの報告について、何かご質問等ございませんか。

(しばらくの間)

教育長（松村光洋）

続きまして、(2)所管事項報告に移ります。給食における食物アレルギー対応について、事務局、説明してください。

給食センター長（佐々真一）

北名古屋市の給食における食物アレルギーの対応についてご説明申し上げます。資料1は、令和6年度に保護者に配布した資料の写しです。北名古屋市では、文部科学省による「学校給食における食物アレルギー対応指針」における「学校給食における食物アレルギー対応の大原則」、及び愛知県教育委員会による「学校における食物アレルギー対応の手引」、及び資料2の上段に記載しております「北名古屋市の学校給食における食物アレルギー対応の基本方針」に基づいて対応しております。「北名古屋市の学校給食における食物アレルギーの基本方針」の内容は、1、学校給食における食物アレルギーの対応は、北名古屋市教育委員会および学校において組織的に行う。2、食物アレルギーを有する児童生徒にも学校給食を原則提供する。そのためにも安全性を最優先とする。3、食物アレルギーの対応は、医師の診断による「学校生活管理指導表」に基づいて行う。4、アレルゲンとなる食品を提供するかないかの対応を原則とし、提供量や調理方法による多段階の対応は行わない。5、学校及び給食センターの施設設備、人員等を鑑み、無理な対応、過度に複雑な対応は行わない。この5つの基本方針に基づいて対応しております。実際に食物アレルギーを有する子どもの状況等について、資料2の中段をご覧ください。食物アレルギーを有する子どもは、一人ひとりの原因物資が異なり、その症状も多彩であり、口周囲の軽微な蕁麻疹でおさまる子ども

もいれば、数種類の原因食物を有し加工食品の選択が難しい子ども、原因食物の微量摂取で重篤な症状をきたすためにアドレナリン自己注射液であるエピペンを常に携帯しておかなければならない子どもなど様々ですが、個々の状況を把握しながら給食の提供を実施しております。このような状況で課題が生じており、全ての子どもたちが給食時間を安全に楽しく過ごせるようにすることを目的とし、食物アレルギーには可能な限り対応しておりますが、対応が必要な子ども及び原因となる食品が増加している状況の中、対応の内容が複雑化しております。施設状況や人員、経費、時間などに限りがあり、家庭とは異なる集団給食の提供において、どこまで対応すべきかの見直しが必要になっております。2ページをご覧ください。食物アレルギー対応の申請から開始までの実際の流れを記載しております。保育園では、入園時の面接で食物アレルギーの聞き取りを行い、該当の保護者にアレルギーの対応を説明しております。学校では、入学前の就学時健康診断や保護者会等で学校給食における食物アレルギー対応の内容を説明しております。食物アレルギー対応を希望される保護者の方から、申請書、摂取食品一覧表、医師の診断に基づく食事指示書、保育園・学校生活管理指導表を提出していただき、これらの関係書類を確認後、保護者と面談で情報を聴取し対応について検討します。食物アレルギー対応食の実施が可能と判断された場合、決定通知書を発行します。その後、各保育園・学校において、受け取り、内容確認、配膳、おかわり、緊急時の対応など、対応食の提供ルールを決定します。学校での対応とあわせて、給食センターでは献立の検討も行います。献立が決定した後、アレルゲンが確認できる「食物アレルギー対応給食一覧表」を作成し、除去食や代替食を検討します。除去食・代替食が決まりましたら、調理員に配布する調理指示書の作成に併せて、対象者の名簿や行事予定表を確認し、「食物アレルギー指示書」を作成します。その後、物資の配合表などを確認し、「個別アレルギー献立表」を作成します。対応を行う子どもの情報は、給食センターの全職員が共有しており、また調理にあたっては調理器具、材料、調味料についてのルールを決め、アレルゲンの混入を防ぐため調理作業を区別化して行い、調理後は取り違えが起きないように管理しております。保育園や学校において、事前に決定したルールに則って、対応食を提供するというのが実際の提供までの流れです。現在の食物アレルギー対応の状況につきましては3ページをご覧ください。こちらには本市と清須市・豊山町のアレルギー表示28品目に対する対応状況を記載しております。アレルギー表示28品目の中で、表示を推奨する品目と、表示を義務付けする品目があります。この28品目のうち、本市では、令和6年度は17品目に対して、アレルギー対応を実施し「使う」という対応としております。アレルギー対応を実施し「使う」という対応とは、給食の食材として使用しますが、その子のアレルギーに応じて除去食、代替食の提供を行うという意味です。4ページをご覧ください。実際に食物アレルギー対応を行っている子どもの人数です。令和2年度から令和5年度にかけて、年々対象人数が増えています。令和6年度的人数が令和5年度に比べて減少しているのは、令和6年度にアレルギー対応の見直しを行ったことによるものと考えられますので、仮に令和5年度と同じ対応していたとすると、令和6年度も増加の一端を辿っていたと予想します。給食において対応食を実施している割合ですが、令和4年度は給食の実施数617品に対して359品、令和5年度は600品に対して346品で、ともに58%の対応をしている状況です。エピペンを処方されている子どもの数は令和5年12月現在で59人です。最後に、北名古屋市における食物アレルギー対応の経緯を記載いたしました。東給食センターで、平成12年度から師勝小学校を対象に開始されました。平成27年9月に現在の給食センターが開設され、平成28年1月から北名古屋市全域において対応を実施しております。対応する人数が増え、対象となる食品が複雑化し、対応すべき範囲の見直しが必要になっている状況です。私から

の説明は以上です。

栄養教諭（石毛雪歩）

アレルギー対応品目を減らすということは、給食の中に入っているが、対応食として代わりのものが提供されないということになります。保護者の方に代わりのおかずを用意していただく必要が生じますので、行政サービスの低下と捉えられる可能性もあります。しかし、学校現場からは、アレルギー対応者が増えたことにより、学校での個別の対応が多岐にわたりミスにつながるといった意見もいただいております。そういった状況を踏まえて、ご意見等いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

教育長（松村光洋）

只今の説明について、何かご質問等ございませんか。

（鈴野委員、挙手）

教育長（松村光洋）

鈴野委員、お願いします。

教育委員（鈴野範子）

実際にエビペンを使った事例はありましたか。

給食センター長（佐々真一）

実際に使用したケースは今のところございません。

（山田委員、挙手）

教育長（松村光洋）

山田委員、お願いします。

教育委員（山田聡子）

多様性に配慮するあまり、学校教育の根幹が揺らいでしまっては本末転倒です。迎合しすぎることなく、学校教育と家庭教育の線引きはしっかり定めておく必要があると思います。例えば、食物アレルギーがあるからと、その食べ物を一切食べさせないまま放置しているという家庭もあるのではないのでしょうか。減感作療法として、少しずつ原因食物を摂取して体を慣れさせて、症状を緩和していくアレルギーの治療法があります。今回の見直しを機に、保護者に伝えていくことも必要だと思います。

（岡島委員、挙手）

教育長（松村光洋）

岡島委員、お願いします。

教育委員（岡島秀隆）

これだけ細かく対応されているということに正直驚いたと同時に、何か事故が起きた場合に責任を問われてしまうのではないかと危惧しました。実際は、食物アレルギーが無いのに、食べず嫌いという理由でアレルギー対応をするケースもあるのですか。

栄養教諭（石毛雪歩）

アレルギー対応をする場合は、必ず医師の診断書を基に面談をさせていただいて、対応を決めておりますが、元々有しているアレルギー食材と類似の食材についても怖くて食べさせることができず、未摂取という形で申請が提出されることがあります。また、試験を重ねて数値的にも大丈夫と医師から診断をもらっていても、本人としては痒くなったり、喉が痛くなったりした経験から食べることができなったり、保護者としても数値的な根拠だけでアレルギー対応を解除するのは怖いので対応を継続して欲しいと言われるケースもあります。

教育委員（岡島秀隆）

代替食や除去食は希望せず、全て自分で用意したいという家庭も中にはあるのではないのでしょうか。例えば、事前にその事を聞き取りをするだけでも負担軽減につながるように思います。

栄養教諭（石毛雪歩）

どうしてもという家庭を除いて、基本的に全ての家庭に対してアレルギー対応を行うのが、国の指針であり市の対応方針でもあります。代替食を食べる子と食べない子が混在することで、逆に現場の混乱を招くという見方もあり、アレルギーがある子どもについては、基本的には給食で対応していく方向でお願いしているという現状です。

（池山委員、挙手）

教育長（松村光洋）

池山委員、お願いします。

教育委員（池山健次）

北名古屋市は、教育や福祉に手厚い姿勢というのは世間からも評価されていますし、その面を北名古屋市の魅力とすることは悪いことではないと思います。共働きやひとり親家庭が増えている現状において、現行のアレルギー対応が無くなることで、お弁当を用意する手間が増えて困る家庭があることは認識しておくべきであると思います。

教育部次長兼学校教育課長（安井政義）

様々な視点からのご意見ありがとうございます。保護者の皆さんにご理解いただく手段として、給食におけるアレルギー対応の現状と課題をまとめ、さらに対応品目を5品目にすることを検討している方向性をお知らせするチラシを作成し配布する予定です。また、チラシには、意見を投稿できる二次元コードを付けて、実際にアレルギーを有するお子さんの保護者から、意見を広く聴取できるような取組を進めます。今後の予定として、6月の会議では新しい委員さんも含め、引き続き説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

教育長（松村光洋）

先日の給食センター運営委員会において、最終的な判断は教育委員会に委ねると結論付けられましたが、アレルギー対応を実施し「使う」という対応とする品目についての議論は、最終的には5品目とする方向性の確認がされました。また、議会の一般質問においても北名古屋市の給食のあり方を危惧する内容の質問をいただきました。この地区は、有名な栄養士さんがおみえになったこともあり、給食について先進的な取組として全国から注目を浴びていたという歴史的な背景があります。私も小学校長として現場で勤めていた経験から申し上げましても、給食の時間はピリピリした緊張感があったように感じます。先生方が対応しなくてはならない案件が多すぎると、本来向かうべき部分に先生方のエネルギーを割けなくなってしまうと思います。子どもたちの安全・安心を前提として、今一度給食のあり方を見直していく必要があると考えます。先送りせず進めてまいりますので、よろしくお願いします。他に質問等はございませんか。

（しばらくの間）

教育長（松村光洋）

以上で、報告を終わります。
連絡事項について、事務局、説明してください。

学校教育課主幹（水野正景）

○次回の会議について

教育長（松村光洋）

ここで、本日の会議が最後の出席となります、鈴野委員と寺川委員にご挨拶をお願いしたいと思います。鈴野委員さん、お願いします。

教育委員（鈴野範子）

（あいさつ）

教育長（松村光洋）

ありがとうございました。寺川委員さん、お願いします。

教育委員（寺川理絵）

（あいさつ）

教育長（松村光洋）

ありがとうございました。

鈴野委員さんには、4期16年という長きにわたり委員をお引き受けいただきましたこと、本当に感謝申し上げます。寺川委員さんにおかれましては、令和元年5月23日から2期5年間にわたり、委員をお引き受けいただきました。大変お世話になりました。お二人におかれましては、今後も本市の発展、教育振興のために様々な分野からご指導いただき、北名古屋市の教育の応援団になっていただきたいと思います。どうぞご協力をお願い申し上げます。
以上で本日の会議を閉会とします。ご協力ありがとうございました。

< 午前11時30分 閉会 >